

個人情報適正管理規程（派遣事業）

第1条（目的）

本規程は、BA-plus 株式会社（以下「会社」という。）における派遣労働者の個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定める。

第2条（個人情報を取扱う従業者の範囲）

個人情報を取り扱う事業所内の従業者の範囲は、派遣元責任者及び職務代行者とする。個人情報取扱責任者は、派遣元責任者 塩谷元宏とする。

第3条（教育・指導等）

1. 派遣元責任者は、個人情報を取り扱う第2条に記載する従業者に対し、個人情報の取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。
2. 派遣元責任者は、少なくとも3年に1回は派遣元責任者講習を受講し、個人情報の保護に関する事項等の知識・情報を得るよう努めることとする。

第4条（開示請求）

第2条の個人情報取扱責任者は、派遣労働者等から本人の個人情報について開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うこととする。更にこれに基づく訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うこととする。

また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、派遣元責任者は派遣労働者等への周知に努めることとする。

第5条（苦情の処理）

派遣労働者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合には、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

なお、個人情報に係る苦情処理担当者は派遣元責任者塩谷元宏とする。

第6条（優先適用）

本規程と、個人情報保護規程に矛盾が生じる場合は本規程を優先し、本規程に定めがない事項は、個人情報保護規程に従う。

付則

第1条（改廃）

この規程の改廃は、「文書管理規程」の定めによる。

第2条（実施期日）

本規程は、2023年11月27日より施行する。

事業所名称	BA-plus 株式会社
事業所所在地	東京都新宿区新宿1丁目1番11号 ザイマックス新宿御苑ビル